

熊本西高等学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は熊本県立熊本西高等学校同窓会と称し、事務局を熊本県立熊本西高等学校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、教養を高め、母校との連絡を密にし、且つ母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、役員会に諮り必要に応じて支部を設けることができる。

第2章 会 員

- 第4条 本会は正会員及び特別会員をもって構成する。
1. 正会員は熊本県立熊本西高等学校の卒業生及びこれに準ずる者とする。
 2. 正会員は母校入学にあたり別に定める会費を納入するものとする。
 3. 特別会員は母校の現職員とする。

第3章 役 員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 1～2名
 3. 幹事長 1名
 4. 副幹事長 1名
 5. 会計長 1名
 6. 副会計長 1名
 7. 幹事 7名以上
 8. 会計監査 2名
- 第6条 会長、副会長、会計監査は総会において選出し、その他の役員は会長が委嘱する。
- 第7条 本会に学年幹事を置く。学年幹事は各年次において2名以上選出する。
また、学年幹事は、積極的に同窓会の活動に参加し、各学年の同窓生と同窓会の密接な連絡・調整を行う。
- 第8条 本会に必要とあれば、役員会において顧問をおくことができる。
- 第9条 役員は次の任務に当たる。
1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
 3. 幹事長は本会の会務を執行、処理し、その他の事務にあたる。
 4. 副幹事長は幹事長の指示によりその職務を補佐する。
 5. 会計長は会計事務を司る。
 6. 副会計長は会計長の指示によりその職務を補佐する。
 7. 役員は役員会を構成し、本会の企画・運営にあたる。
 8. 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第10条 役員は任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 会 議

第11条 会議は総会、学年幹事会、役員会の三種とする。

1. 総会は原則として1年に1回開催し、下記の事項を審議・決定する。

議事は出席者の過半数をもって決する。

- I. 会務の報告
- II. 予算と決算
- III. 役員を選出ならびに改選
- IV. 会則の改正
- V. その他必要と認める事項

2. 学年幹事会は原則として1年に1回開催し、下記の事項を協議する。

議事は出席者の過半数をもって決する。

- I. 会務の報告
- II. 予算と決算
- III. その他必要と認める事項

3. 役員会は毎月1回開催し、会長、副会長、幹事長、会計長、副幹事長、副会計長、幹事で構成し、本会の運営に関する企画立案を行う。

ただし、必要ある場合は、緊急事項を審議処理することができる。

第5章 会 計

第12条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第13条 本会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 付 則

第14条 この会則に定めるものを除き、本会運営に必要な細則は役員会で定める。

1. 平成18年8月12日施行

細 則

会 費 卒業時に5,000円を納入する。